

新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について（案）

1 新制度での利用者負担（保育料）の概要

子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされています。

国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情をふまえて、基準額が示されています。基本的には、教育認定では現行の幼稚園就園奨励費、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。

保育所保育料については、従来の所得税額ではなく、新しく市町村民税額を基に階層区分が設定される見込みです。

多子軽減の考え方は、新制度においても踏襲される予定です。

2 町で新たに設定する内容について

新制度の施行準備にあたり、新たに設定する利用者負担（保育料）は、教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料、保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料、保育認定（保育所）の保育短時間の保育料、の大きく3つです。

3 町で利用者負担を設定するにあたっての基本的考え方（案）

葉山町で利用者負担を設定する上では、次の3つの視点を基本的な考え方とし、検討を行うものとします。

（1）現在の利用者の負担が激変しないようにする。

消費税が増税されたことなどをふまえ、現行の料金と比較して、保護者負担が急増しないように配慮しながら設定を行います。

（2）国の基準と比較して、明確な根拠をもった額に設定する。

現行の町の保育所保育料は、国の基準額と比較すると各階層によって負担割合にバラツキがあります。国の基準額を基にできるだけ公平な負担となるように調整を行います。

（3）幼稚園利用者と保育所利用者に格差が生じないようにする。

現行の幼稚園と保育所の保護者負担を比較すると、町独自の負担軽減策は保育所利用者の方が恩恵を多く受けています。こうした利用施設による差が出ないように調整を行います。

4 留意点

- ・ 国の想定スケジュールでは平成26年度末までに各市町村で利用者負担を確定することになっているが、平成27年度の公定価格（利用者負担含む）は国の予算編成の中で決定されるため、不確定要素が多い。
- ・ 一方、幼稚園・保育所は例年、申込前に利用者負担を明示しており、少なくとも幼稚園の募集準備が始める10月までには、町の利用者負担の骨格を定めておく必要がある。
- ・ 利用者負担の抜本的な改定については、保護者に対して十分な説明、意見聴取の機会を設定した上で、見直しを行うことが適切ではないか。
- ・ 保育所保育料については、階層区分を判断するものが所得税額から市町村民税額に変更されており、現行の利用者にどのくらい影響が出るか把握しておく必要があるのではないか。
- ・ 本来、これまでの課題の解消についても踏み込むべきところだが、平成26年度内の短時間で決定を行うため、現行の保護者負担額をもとに設定することもやむをえないのではないか。

5 対応案（案）

二重線で囲ったものは、事務局が考える有力案です。

（１）教育標準時間認定（幼稚園）の利用者負担について

（案の１） 国の示した基準どおりに設定する。

（案の２） 国の示した基準から、就園奨励費の町独自助成分（年間9,000円、月あたり750円）を差し引いた額で設定する。

（案の３） 国の示した基準に、保育所と同じ軽減割合（例えば7割）をかけて設定する。

	メリット	デメリット
（案の１）	国の基準どおりの額となり、明確な根拠がある数字となる。	私学助成の幼稚園で受けられていた就園奨励費の町独自の軽減がなくなる。
（案の２）	就園奨励費の町独自の軽減を、実質的に引続き受けられる。	町独自の負担軽減について、保育所との格差が残る。
（案の３）	町独自の負担軽減について、保育所との格差がなくなる。	新たに町の追加負担が生じる。

(2) 保育認定 (保育所) の保育標準時間の利用者負担について

(案の 1) 国の示した基準どおりに設定する。

(案の 2) 国の示した基準の 7 割の額に設定する (所得階層を元に戻し、すべての階層で一律 7 割にする) 。

(案の 3) 国の示した基準の 8 割の額に設定する (所得階層を元に戻し、すべての階層で一律 8 割にする) 。

(案の 4) 現行の町の保育料をそのまま採用する。

	メリット	デメリット
(案の 1)	国の基準どおりの額となり、明確な根拠がある数字となる。	現行の利用者に新たな負担が生じる。
(案の 2)	町の軽減割合を各階層で統一できる。	一部の利用者で新たな負担が生じる (7 割未満の額だった利用者) 。
(案の 3)	町の軽減割合を各階層で統一できる。	現行の利用者に新たな負担が生じる。
(案の 4)	現行の利用者に新たな負担が生じない。	町独自の負担軽減について、幼稚園との格差が残る。

(3) 保育認定 (保育所) の保育短時間の利用者負担について

(案の 1) 保育標準時間の保育料に 98.3% (国の示した割合) をかけた額に設定する。

(案の 2) 保育標準時間の保育料に 11分の8 (時間数による割合) をかけた額に設定する。

	メリット	デメリット
(案の 1)	国の考え方どおりで、根拠のある数字となる。	時間数で見ると短時間利用者に不満が出る可能性がある。
(案の 2)	時間数でみた場合の不満はなくなる。	町の追加負担が大きくなる。

(4) 方向性(案)

平成27年度については、現在の利用者負担が激変しないことに重点をおき、現行の保護者負担額をもとに設定を行うものとします。

対応案の有力案を基本として、多子軽減等の考え方を反映して、平成26年8～9月までに利用者負担の骨格を定めます。最終的に、利用者負担は、町の条例あるいは規則により平成26年度中に規定する予定です。

幼稚園、保育所の来年度に向けた募集時には、利用者負担額が確定していないこととなりますが、金額には多少の変更があり得ることを周知した上で、募集を行っていただくこととします。

従来からの課題の解消も含めた利用者負担の抜本的な改定については、保護者に対して十分な説明、意見聴取の機会を設定した上で、次年度以降に段階的に見直しを行うものとします。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の1)国の示した基準どおりの比較
3歳未満児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	4,000円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	7,300円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	10,600円
5	所得税 5,000円未満	17,200円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	19,200円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	31,800円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	41,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	46,000円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	59,400円
11	所得税 550,000円以上	61,400円

(案の1)国の示した基準どおり(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	9,000円	5,000円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	19,500円	12,200円
			8,900円
4	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	12,800円
			10,800円
5	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	12,700円
6	所得割課税額 301,000円未満	61,000円	20,000円
			15,000円
7	所得割課税額 397,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	20,600円
8	所得割課税額 397,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	42,600円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の2)国の示した基準の7割の比較
3歳未満児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	4,000円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	7,300円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	10,600円
5	所得税 5,000円未満	17,200円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	19,200円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	31,800円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	41,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	46,000円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	59,400円
11	所得税 550,000円以上	61,400円

(案の1)国の示した基準の7割(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,300円	2,300円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	13,650円	6,350円
			3,050円
4	所得割課税額 97,000円未満	21,000円	3,800円
			1,800円
5	所得割課税額 169,000円未満	31,150円	650円
6	所得割課税額 301,000円未満	42,700円	1,700円
			3,300円
7	所得割課税額 397,000円未満	56,000円 (保育単価限度)	3,400円
8	所得割課税額 397,000円以上	72,800円 (保育単価限度)	11,400円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の3)国の示した基準の8割の比較
3歳未満児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	4,000円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	7,300円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	10,600円
5	所得税 5,000円未満	17,200円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	19,200円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	31,800円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	41,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	46,000円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	59,400円
11	所得税 550,000円以上	61,400円

(案の1)国の示した基準の8割(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	7,200円	3,200円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	15,600円	8,300円
			5,000円
4	所得割課税額 97,000円未満	24,000円	6,800円
			4,800円
5	所得割課税額 169,000円未満	35,600円	3,800円
6	所得割課税額 301,000円未満	48,800円	7,800円
			2,800円
7	所得割課税額 397,000円未満	64,000円 (保育単価限度)	4,600円
8	所得割課税額 397,000円以上	83,200円 (保育単価限度)	21,800円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の1)国の示した基準どおりの比較

4・5歳児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	2,400円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円
5	所得税 5,000円未満	13,800円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	15,800円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	27,600円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	28,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	28,500円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	29,200円
11	所得税 550,000円以上	30,000円

(案の1)国の示した基準どおり(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,000円	3,600円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	16,500円	11,000円
			7,900円
4	所得割課税額 97,000円未満	27,000円 (保育単価限度)	13,200円
			11,200円
5	所得割課税額 169,000円未満	41,500円 (保育単価限度)	13,900円
6	所得割課税額 301,000円未満	58,000円 (保育単価限度)	30,000円
			29,500円
7	所得割課税額 397,000円未満	77,000円 (保育単価限度)	47,800円
8	所得割課税額 397,000円以上	101,000円 (保育単価限度)	71,000円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

4歳以上の保育単価は38,000円程度のため、新第5階層以上の実質の負担増は10,000円前後となります。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の2)国の示した基準の7割の比較

4・5歳児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	2,400円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円
5	所得税 5,000円未満	13,800円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	15,800円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	27,600円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	28,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	28,500円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	29,200円
11	所得税 550,000円以上	30,000円

(案の1)国の示した基準の7割(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	4,200円	600円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	11,550円	6,050円
			2,950円
4	所得割課税額 97,000円未満	18,900円 (保育単価限度)	5,100円
			3,100円
5	所得割課税額 169,000円未満	29,050円 (保育単価限度)	1,450円
6	所得割課税額 301,000円未満	40,600円 (保育単価限度)	12,600円
			12,100円
7	所得割課税額 397,000円未満	53,900円 (保育単価限度)	24,700円
8	所得割課税額 397,000円以上	70,700円 (保育単価限度)	40,700円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

4歳以上の保育単価は38,000円程度のため、新第6階層以上の実質の負担増は10,000円弱となります。

5(2) 保育標準時間の試算: 現行の町の保育料と(案の3)国の示した基準の8割の比較

4・5歳児の場合

現行の町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)
1	生活保護世帯	0円
2	町民税 非課税世帯	2,400円
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円
5	所得税 5,000円未満	13,800円
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	15,800円
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	27,600円
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	28,000円
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	28,500円
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	29,200円
11	所得税 550,000円以上	30,000円

(案の1)国の示した基準の8割(月額)

階層	区分	新保育料 (C)	保護者 負担増 (C - B)
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	4,800円	2,400円
3	市町村民税課税 世帯 (所得税非課税世 帯)	13,200円	7,700円
			4,600円
4	所得割課税額 97,000円未満	21,600円 (保育単価限度)	7,800円
			5,800円
5	所得割課税額 169,000円未満	33,200円 (保育単価限度)	5,600円
6	所得割課税額 301,000円未満	46,400円 (保育単価限度)	18,400円
			17,900円
7	所得割課税額 397,000円未満	61,600円 (保育単価限度)	32,400円
8	所得割課税額 397,000円以上	80,800円 (保育単価限度)	50,800円

階層区分が所得税額から市町村民税に変更しますが、同等の水準と想定した結果です。

4歳以上の保育単価は38,000円程度のため、新第6階層以上の実質の負担増は10,000円弱となります。

利用者負担について

平成26年6月4日

利用者負担のイメージの位置付けについて

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
 - 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経た決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ、お示しするもの。
 - 次頁以下にお示したイメージは、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
 - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
 - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

〔 ・ 現行の利用者負担の水準を基本。〕

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100円
③市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

- ※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

※②～⑤：第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料：実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

保育認定を受けた子ども（満3歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付け（最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定）

- ・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	101,000円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税世帯（所得税非課税世帯）	16,500円	16,300円
④所得税額97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得税額169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得税額301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得税額397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得税額397,000円以上	101,000円	99,400円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

保育認定を受けた子ども（満3歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・ 保育標準時間認定を受けた子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定を受けた子どもは、「0.7兆円の範囲で実施する事項」の整理に従い、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額734,000円以上	1130万円～	104,000円

②～③：第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
 ④～⑧：第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯
 ※ ただし、保育単価を限度とする。

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得税額97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得税額169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得税額301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得税額397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得税額397,000円以上	104,000円	102,400円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基本に階層区分を設定。
 ※ ただし、給付単価を限度とする。